

# 犯罪による被害にあわれた方へ

## 弁護士による 無料法律相談

まずはご相談ください。

神奈川県弁護士会は、犯罪被害者への支援に全力で取り組んでいます。

不安やお悩みについて、一度、弁護士に相談してみませんか？

ご希望の方は、ご担当検察官にお申出ください。初回の相談料は無料です。

相談方法や担当弁護士についてのご要望もあわせてお伝えください。

弁護士費用の援助を受けられる場合があります。

例えば、法テラス\*では、殺人や暴行・傷害、強制性交等、強制わいせつ、DV、虐待、ストーカー行為、交通死亡事故、ひき逃げなどの犯罪の被害にあわれた方で、現金・預貯金等が300万円以下の方が援助対象とされております。

詳しくは相談担当弁護士にお尋ねください。

\*市民への法的な支援を行う国が設置した公的機関です

「これからどのように手続きが進むのか分からぬ」

「示談したいと言われたけれど、どうしたらいいの？」

「裁判で気持ちを伝えたい」

など、どのようなことでも構いません。

不安や悩みを抱えておられたらまずはお気軽にご相談ください。

相談のご希望はご担当検察官にお申し出ください。